

## ○島田市長の資産等の公開に関する規則

平成17年 7月25日

規則第157号

### (書類の様式)

第1条 次の各号に掲げる報告書の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政治倫理の確立のための島田市長の資産等の公開に関する条例（平成17年島田市条例第189号。以下「条例」という。）第2条第1項の報告書 資産等報告書（様式第1号）
- (2) 条例第2条第2項の報告書 資産等補充報告書（様式第2号）
- (3) 条例第3条の報告書 所得等報告書（様式第3号）
- (4) 条例第4条の報告書 関連会社等報告書（様式第4号）

### (資産等報告書等)

第2条 条例第2条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第2条第1項第5号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。

(平19規則49・一部改正)

第3条 条例第2条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。

2 条例第2条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第2条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

4 条例第2条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第2条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

(平19規則49・一部改正)

### (所得等報告書)

第4条 条例第3条第1号イの規則で定める所得の金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第5条 条例第3条の所得等報告書の作成は、納税申告書の写しを作成することにより行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(条例第4条の報酬)

第6条 条例第4条の報酬とは、金銭による給付をいう。

(期限の特例)

第7条 条例第2条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書及び条例第4条の関連会社等報告書（以下「報告書」という。）の作成の期限が島田市の休日を定める条例（平成17年島田市条例第2号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(報告書の訂正)

第8条 報告書を訂正しようとする場合には、市長は、訂正届を作成し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告書の閲覧)

第9条 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、することができる。

2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、市長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

6 前各項に定めるもののほか、条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 条例附則第2項の規定により作成する資産等報告書については、第1条第1号、第2条、第3条及び第7条から第9条までの規定を準用する。

附 則（平成19年12月21日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第1条関係）  
（平19規則49・一部改正）

資産等報告書

年 月 日

島田市長

印

1 土地

所在	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
	m2	円	

（注）

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	m2	

（注）

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

### 3 建物

所在	床面積	固定資産税の課税標準額	摘要
	m2	円	

(注)

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

### 4 預金・貯金

#### (1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

#### (2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

### 5 有価証券

種類	額面金額の総額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、額面金額の総額欄にはその種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種類	銘柄	株数
株券		株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種類	数量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種類	数量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種類	数量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種類	数量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲り渡すことができるものに限る。）

ゴルフ場の名称


8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

資産等補充報告書

年 月 日

島田市長 印

1 土地

所在	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
	m2	円	

（注）

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	m2	

（注）

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

### 3 建物

所在	床面積	固定資産税の課税標準額	摘要
	m2	円	

(注)

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

### 4 預金・貯金

#### (1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

#### (2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

### 5 有価証券

種類	額面金額の総額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、額面金額の総額欄にはその種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種類	銘柄	株数
株券		株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種類	数量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種類	数量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種類	数量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種類	数量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲り渡すことができるものに限る。）

ゴルフ場の名称


8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

所得等報告書

年 月 日

島田市長

印

区分				所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得			円	
	不動産所得				
	利子所得				
	配当所得				
	給与所得				
	雑所得				
	譲渡所得				
	一時所得				
分離課税	土地等の	事業雑	所得		
	短期譲渡所得				
	長期譲渡所得				
	株式等の	事業・譲渡雑	所得		
	先物取引の	事業雑	所得		
山林所得					

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

（注） 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

様式第4号（第1条関係）

関連会社等報告書

年 月 日

島田市長

印

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名

（注）

- 1 4月1日現在の名称等を記入する。
- 2 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。